

学習用 iPad 貸し出しに関する留意事項

真鶴町教育委員会

真鶴町教育委員会は、町立学校に通う全ての児童・生徒を対象に、家庭での学習のために、学習用 iPad 及び付属品を必要とする家庭にそれらを貸与します。

貸与するにあたり、保護者の皆様には、表面の「学習用 iPad の利用についての約束」をお子様とご確認いただくとともに、次の事項についてもご確認いただいたうえで、同意書の提出をお願いいたします。

- (1) 貸与品 (iPad、キーボード一体型ケース、充電アダプタ、充電ケーブル) は町から貸与されるものです。貸出期間終了時には返却していただきますので、貸し出した時の状態で返却できるよう大切に取り扱ってください。また、フィルタリング設定やパスワードなどの基本設定は変更しないでください。
- (2) 学習を目的とし貸与するものになります。公序良俗に反することや、違法行為等に使用しないでください。
- (3) 盗難、故障や破損等が発生した場合、その事由によっては修理、または再調達に要する費用をご負担いただく場合があります。紛失の場合は弁償となります。取り扱いには十分ご注意ください。ご家庭でタブレットの盗難、故障等があった場合は、速やかに学校へ連絡ください。(盗難等の被害に遭われた場合には、必ず警察に届け出て証明を受けてください。
また、充電器につきましても、保障外ですので、弁償していただきます。
- (4) これからの時代を生きる子どもたちが、新たな機器やサービスに対応し、安全に賢くインターネットを利用するため、家庭内のルールを作り、守らせてください。
- (5) iPad のアクセス履歴は iPad 上で消しても学校などにわかる設定になっています。不適切な活用が無いようご家庭でもご指導ください。
- (6) iPad は、Wi-Fi 環境が無ければ、通信機能を使用することができません。Wi-Fi に接続の上活用していただきますようお願いいたします。その際の回線費用は保護者負担となります。
- (7) 充電は各家庭で行ってください。その際の電気代はご家庭でご負担をお願いします。
- (8) 遠隔授業等のために、授業中の動画を録画・配信する場合があります。その際は、録音・録画はしないでください。
- (9) 学校から付与されたパスワードや ID は第三者に漏らさないよう管理してください。
- (10) USB メモリ等、外部装置・周辺機器との接続はしないでください。

切り取り線

申請書 兼 同意書

学習用 iPad 及び付属機器を 今年度内 (6 年生は卒業式前日) まで使用するにあたり、「学習用 iPad の利用についての約束」、「学習用 iPad 貸し出しに関する留意事項」を確認し、同意します。

その上で、学習用 iPad 及び付属機器の貸与を受けたく申請します。

真鶴町教育委員会 教育長 宛

令和 年 月 日

学校 年 組 児童・生徒氏名

保護者氏名